



# 橋北中学校だより

令和3年度 10月8日(金)  
第7号 文責:校長  
津市立橋北中学校

## 後期スタート 平常の活動再開

二学期開始から9月中は、感染症予防のため午前授業・午後自宅学習の一ヶ月となりました。

10月1日からようやく平常日課が再開され、部活動も含めて、少しずつ日常が戻ってきました。三重県だけでなく全国の状況を見ても感染状況は落ち着いてきていますが、特に集団で生活する学校の中では引き続き、感染症予防を意識しながら活動を進めていきたいと思えます。

10月は後期の始まりでもあります。生徒会・学級の委員や係の交代はしばらく先になりますので、前期の活動の締めくくりとしての意識を持ち、平常活動を再開した今、それぞれの役割を十分に果たしてほしいと思えます。今週から各委員会の当番活動等も行われています。また、保健運動委員会による感染症注意喚起の放送や、生活安全委員会の自転車のカギかけを確認する取組などが始まりました。自分たちの生活を見直し、より良くするための活動を進めてくれることを願います。

生徒会本部は10月27日の文化祭に向けて取り組んでいます。先日の生徒議会では、各クラスから出された案をもとに決定したスローガンを確認しました。今後、文化祭の表紙画の募集・詳細の企画立案など、文化放送委員会とともに、文化祭の成功に向け、学校全体で一丸となって取り組みます。

各学級での合唱コンクールに向けた取組は、中間テストが終わった13日以降になります。今は音楽の時間に感染予防に留意しながら練習をしていますが、例年とは違いマスクを着けたままでの合唱で、各学級で悩むこともあるかもしれませんが、行事への取組を通して、つながりを深め、互いを高めていけるようにしっかりと取り組んでほしいと思えます。

### 引き続き感染予防のための健康確認にご協力をお願いします。

9月以降、生徒昇降口での学年別健康確認を続けていますが、中間テストの12日までを一区切りにします。13日からは朝練を再開するため、朝練に参加する生徒は集合時刻の7時半に各顧問による健康確認を行います。朝練のない生徒は、8時～8時20分の間に登校することとし、昇降口ではなく、階段を上がって各学年フロアで健康確認をします。朝練参加生徒のいない3年生は、前半：8時～8時10分、後半：8時10分～8時20分の時差登校を奇数・偶数クラスで交互に継続します。1・2年生は一定数の生徒が朝練に参加するため、時差登校は行いません。

健康観察カードの記入と提示を確実にし、健康確認ができるよう、ご協力をお願いします。

### 【R3年度文化祭スローガン】

きわみ  
極

きもちは1つ

わんだふるに

みんなで挑む

～距離はNO密 心は濃密～



「学習プラン」2学期・3学期分をHPに掲載しました。

学習プランについては、[橋北中HPの保護者専用ページ](#)に、6月下旬以降、各教科の全体計画と各学年1学期の授業内容等を記載したものを掲載しています。遅くなりましたが、同ページに10月から2学期・3学期分を教科ごとに掲載しましたので、よろしければご覧ください。

## 自分自身と周囲の安全に配慮し登下校しよう！！

先日17時半ごろ、橋北中学校へ戻るために津駅周辺を通行しました。ちょうど部活終了後の下校時間帯であったため、たくさんの橋北中生徒が、車道や歩道を通行し、踏切を渡って帰っていきます。仕事を終えて帰路につく会社員や公務員の方も、高校生も歩いており、自動車も多く道路は大変混雑していました。日暮れはどんどん早くなり、辺りは少しずつ薄暗くなりかけています。橋北中の生徒は、ヘルメットを着用し左側通行で下校していますが、人数が多いために、特に踏切周辺では、周囲の車や交差点を横切る歩行者に待ってもらわなくてはならない様子も見られました。

上記で紹介したのはある日の夕刻ですが、橋北中学校は620人を超える生徒（この中で自転車通学生は約480人）が登下校しますから、津駅周辺では朝夕の時間帯に毎日このような状況になっているわけです。徒歩通学生もそうですが、特に自転車で通学する人は、自分の交通マナーや安全意識をしっかりと見直しましょう。

残念ながら、歩行者や車が危険を感じるような姿、事故につながってしまった事例があります。交差点通過時の安全確認、信号を守る、一旦停止をする、並進しないといった基本的なルールをしっかりと守るようにしましょう。

右のチラシは、三重県交通安全条例が制定され、今年度10月1日から、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことのお知らせしているものです。交通安全は、歩行者・自動車運転者・自転車運転者それぞれに安全に関する責務がありますが、事故が発生したときに、自転車が加害者となる事案も残念ながら多くあります。そのため、未成年者が自転車を運転する場合は保護者の方に保険加入を義務化している内容です。

ご確認いただくとともに、ぜひ各ご家庭でお子さんから登下校の様子を聞き、安全についてお話しいただければと思います。

**三重県交通安全条例  
が制定されました。**

**自動車等運転者の責務**  
歩行者優先!

**歩行者の責務**  
歩きスマホは危険!

**自転車運転者の責務**  
車道が原則、歩道は例外!

**自転車損害賠償責任保険等への加入義務化!**  
令和3年10月1日~

- 自転車運転者(未成年者を除く)
- 保護者(監護する未成年者が自転車を運転する場合)
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

三重県教育生活部くらし・交通安全課 | TEL: 059-224-2410 | FAX: 059-224-3069 | E-mail: seiktu@pref.mie.lg.jp  
自転車損害賠償責任保険等への加入義務を含む詳細は [三重県交通安全条例](#) 検索